

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦繁夫 © 2013
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



大鳴門橋

編集部撮影

大鳴門橋は、兵庫県南あわじ市と徳島県鳴門市間の鳴門海峡の最狭部を結ぶ吊り橋です。1985年6月8日に開通し、本州と四国を結ぶ三つの本四架橋の1つです。

橋桁内に造られた海上遊歩道「渦の道」は海上45メートルの高さからのガラス床を覗けば激流渦巻く海面がスリル満点で一見の価値があります。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

確定拠出型企业年金 (401K) のお勧め

— 労働保険事務組合連合会の関連事業 —

公的年金だけでは社員の老後が心配かな?とお思いでしたら、確定拠出型企业年金 (401K) の導入を検討してみませんか。

●労働保険事務組合連合会労働福祉支援センターが推進する確定拠出型企业年金なら

☆少人数でも加入が可能。

☆希望する社員だけの加入が可能。

☆賃金の一部を掛け金に振替えるので税金等の軽減効果あり。

☆企業の掛金補助は加入者1人・一月当り3,000円程度から (管理料は別途) でOK!

●元本割れしない商品も選べます。

●お金は信託銀行の個人別口座で管理されます。

— 東部労働福祉協会 —

「ボイラー取扱技能講習」

開催のご案内

開催日：平成25年11月27日(水)・28日(木)

会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：12,100円 (テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**
東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話 03-3685-5222

FAX 03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>

9月30日は「クレーンの日」



主催：公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 / 後援：厚生労働省

'13 クレーンの日 9月30日

本年度で34回を迎える「クレーンの日」を契機に、クレーン等の労働災害につながる職場の危険有害要因を的確洗い出し、積極的に改善に取り組むとともに、関係者一人ひとりが協力して組織的、計画的かつ継続的に安全管理活動を実行していくことが必要です。

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

平成25年度

全国労働衛生週間

9月は準備期間

今年も十月一日より七日まで、64回目の全国労働衛生週間を迎えます。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

さらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。このような観点から、本年度は、

「健康管理を進める 広げる 職場から」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。なお、本週間の実行を上げるため、九月一日から九月三十日までを準備期間とする。

性能検査ご案内

厚生労働大臣登録性能検査機関
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

お問合せ・お申込みにつきましては下記 URL へ
URL <http://www.bcsa.or.jp>



○豊富な経験と科学的な目により、お客様の安全を守ります。
・延べ219万基にのぼる検査実績から蓄積されたノウハウ
・経験を踏まえた五感検査と検査機器による科学的検査
・公正な検査とその結果の丁寧な説明

○ボイラー等とクレーン等の両方の性能検査ができる国内唯一の検査機関です。
・すべての事務所で同一検査日にボイラー等とクレーン等の両方の検査が可能
・同一検査日で、多基数検査の場合は、複数の検査員による対応
・受検時の稼働停止時間の短縮への配慮

○お客様のボイラー、クレーンなどの性能検査について、様々なニーズに応じたきめ細かい良質なサービスを提供します。
・お客様の要望に応じた性能検査の年間受検計画の作成と検査の実施
・早朝検査、休日検査への柔軟な対応
・検査日変更や検査希望日への弾力的な対応
・検査料金支払い方法の事前相談
・技術や法令などの様々な相談への丁寧で迅速な対応

登録性能検査機関

平成25年度 全国溶接技術競技会

炭酸ガスアーク半自動溶接の部

東京都代表で出場

被覆アーク溶接の部



佐藤康弘さん
(津覇車輛工業(株))

応援します。

目指せ！ 優勝



中沢達哉さん
(株)前川製作所

愛知県で開催

社団法人日本溶接協会主催の平成二十五年度(第五十九回)全国溶接技術競技会は、十月十二日(土)十三日(日)の両日、愛知県東海市の新日鐵住金(株)名古屋製鉄所で開催され、全国各都道府県協会から推薦された選手百十二人(被覆アーク溶接の部五十六人、炭酸ガスアーク溶接の部五十六人)が最高の技を競う。東京都溶接協会からは、被覆アーク溶接の部に初出場の中沢達哉さん(株)前川製作所)、炭酸ガスアーク半自動溶接の部には、同じく初出場の佐藤康弘さん(津覇車輛工業(株))の二名が出場する。両選手は本年三月に行われた東京都溶接協会主催の溶接技術競技会で、共に高得点で優勝し、晴れの東京都代表となり、全国大会での活躍が期待されている。

<労災保険特別加入者の給付基礎日額の変更>

事業主や役員様でもご加入頂ける労災保険の特別加入につきまして、平成25年9月1日より給付基礎日額の上限額が変更されます。

1. 労災保険特別加入とは

労災保険は、所謂労働者の業務及び通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。主な対象者は中小企業を営営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行う所謂「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。特別加入者に対する保険給付額は実際に支払われた賃金を基礎とするのではなく、任意で選択する「給付基礎日額」によって算出します。また保険料につきましても、選択した「給付基礎日額」に所定の保険料率を乗じて算定された金額を納付していただくこととなります。

2. 改正の趣旨

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第33条に掲げられている中小事業主、一人親方、海外派遣者等(以下「特別加入者」という。)については、法第34条、第35条及び第36条の規定により、労災保険に特別加入(任意)することができ、労災法に基づく保険給付を受けることが可能である。

特別加入者の給付基礎日額^{*1}については、厚生労働大臣が定める額としており、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。)第46条の20第1項の規定により、上限は20,000円となっている。

また、特別加入者の保険料の額については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第13条、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定に基づき、特別加入者の給付基礎日額に連動する額^{*2}に保険料率を乗じて得た額とされている。今般、特別加入者の給与の実態や本体給付との均衡を踏まえ、特別加入者の給付基礎日額に、22,000円、24,000円を加え、上限を25,000円に引き上げることとし、所要の改正を行う。

※1 労働基準法の「平均賃金」に相当する額で、労災法に基づく保険給付の算定の基礎となる額

※2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。)別表第4に規定された額

3. 改正される事項

(1) 労災則の改正

- ① 特別加入者に関する細目は、厚生労働省令で定めることとしている労災法第37条の規定に基づき、労災則第46条の20を改正し、給付基礎日額の上限を25,000円とする。
- ② 特別加入の手続を簡素化するため、法律の施行に関する細目は、厚生労働省令で定めることとしている労災法第50条の規定に基づき、労災則第46条の19第1項、第46条の21、第46条の23第1項及び第46条の25の2第1項を改正し、都道府県労働局長に提出する申請書の枚数を2通から1通とする。(平成25年11月中の改正予定)

(2) 徴収則の改正

給付基礎日額の引き上げに伴い、同額に連動している徴収則別表第4について、徴収法第13条、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定に基づき改正を行う。

★特別加入者の給付基礎日額★

9月1日から、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになります。

	給付基礎日額
従来	3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円
今回追加の額	22,000円、24,000円、25,000円

<7月より主婦年金からの切り替え手続が遅れた場合の手続が改正されました>

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(2号被保険者)に扶養されている配偶者(専業主婦：3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出(3号から1号への変更届)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。



このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続をすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました！(※妻が会社員、夫が専業主夫も同)

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」(保険料納付済期間など)が必要です。

- ・ 老齢基礎年金⇒25年以上の「保険料納付済期間など」があること
- ・ 障害・遺族基礎年金⇒加入期間の2/3以上が「保険料納付済期間など」であることなど

手続をすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に算入できるようになりますので、老齢年金だけでなく、万一のときの障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

※障害・遺族基礎年金の「受給資格期間」については、特例措置がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。万一に備えて手続はお早めをお願いします。

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表												公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp											
講習名	事務所	9月		10月		11月		講習名	事務所	9月		10月		11月											
玉掛け技能講習	東京	11	12	15	16	20	21	フォークリフト運転技能講習	東京	3	2	3	1												
		21		19		23			千葉	7	14	15	5	6	12	2	3	10							
	千葉	26	27			12	13						3	4											
		29				17			千葉				6	12	13										
	埼玉	4	5	2	3				埼玉	11	12		10				13								
		8			6					14	21	22	12	19	20	16	23	24							
	神奈川				17	18				神奈川				1	2										
				20								6	12	13											
茨城	12	13						茨城				4													
	15											6	20	27											
栃木	3	4	1	2	11	12	栃木	9	13		11	15		1	25										
	5		3		13			10	11	12	14	15	16	12	13	14	16	17	18	2	3	4	26	27	28
甲信	19	20	24	25	14	15	甲信																		
	22		27		17																				
小型移動式クレーン運転技能講習	東京			23	24			床上操作式クレーン運転技能講習	東京							5	6								
				26					千葉				17	18		10	16								
	千葉	11	12			28	29						20												
		15				12/1			埼玉	25	26	23	24	27	28										
	埼玉					5	6			28			26		30										
						9			神奈川	25	26														
	神奈川	3	4							29															
	8						茨城							21	22										
茨城														24											
栃木					21	22	栃木	18	19	22	23														
甲信			3	4	24			20		24															
			5				甲信	5	6				21	22											
								7					23												

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機五健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

アーケ溶接作業従事者特別教育

一、日時・会場

二、受講料 一三、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

ガス溶接技能講習

一、日時・会場
学科 十月二十九日(火) 午前八時四十分～午後五時三十分、江東区大島三十一、十一、産学協同センター

実技 十月三十日(水) 午前八時四十分～午後五時五十分、会場は学科講習会場と同じ。

JIS溶接評価試験

日時・会場
十月二十七日(日)
東京都溶接協会
十一月九日(土)
東京都溶接協会
十一月十六日(土)
城東職業能力開発センター
十一月三十日(土)
東京都溶接協会



<申込先>
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

グライントラ特別教育

一、日時・会場
十二月三日(火) 午前九時～午後五時、江東区大島三十一、十一、産学協同センター

二、受講料
会員 二二、〇〇〇円
一般 一三、〇〇〇円
テキスト代 一、一五五円

学科 九月二十四日(火) 午前九時～午後五時、二十五日(水) 午前九時～午後〇時、江東区大島三十一、十一、産学協同センター

実技 九月二十五日(水) 午後一時～午後五時、二十六日(木) 午前九時～午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

1日▽防災の日
関東大震災記念日
2日▽富山八尾風の盆
4日▽敦賀気比神宮祭
JASIS 2013
旧名称・
分析展/科学機器展
(～6日幕張メッセ)

7日▽白露
9日▽救急の日
11日▽東京芝大神宮しょうが市
(～21日)

13日▽世界の法の日
14日▽岸和田だんじり祭
15日▽老人の日
老人週間(～21日)
16日▽敬老の日
鎌倉鶴岡八幡宮やぶさめ
20日▽彼岸入り
空の日
動物愛護週間
(～26日)

21日▽秋の全国交通安全運動
(～30日)

23日▽秋分の日
彼岸中日
24日▽結核予防週間
25日▽TEST 2013
第12回総合試験機器展
(～27日)
東京ビッグサイト

26日▽彼岸明け
30日▽クレーンの日

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体に確認下さい。

九月(長月)
ながつき